

甲第77号証

(第2039報) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第3項に基づく命令を行った施設について

令和3年5月17日 18時45分

都は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、令和3年4月23日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第32条第1項に基づき政府が発出した「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を受け、同月25日から緊急事態宣言が解除されるまでの間、都における緊急事態措置として、飲食店等に対して、法第45条第2項に基づく要請を行ってきました。

本日、法第45条第2項要請に応じず、酒類を提供し、施設の使用を継続している33施設について、下記のとおり、法第45条第3項に基づく命令を行いましたので、お知らせします。

施設の使用停止

施設の使用停止（ただし、酒類の提供を取りやめる場合を除く。）

施設の使用制限

酒類の提供を取りやめる場合には、20時から翌日5時までの間において、施設を営業（宅配及びテークアウトサービスを除く。）のために使用することの停止

このページに関するお問い合わせ

東京都総務局総合防災部防災管理課危機管理調整担当

電話：03-5320-7891

ID 1013792

[前の緊急ニュース](#)

[次の緊急ニュース](#)